

平成18年6月30日

国立大学法人福島大学
学長今野順夫殿

監事佐藤博明



監事車田正光



平成17年度期末監事監査の結果について（報告）

私たち監事は、国立大学法人法第11条第4項、国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第39条及び国立大学法人福島大学監事監査規則第2条の規定に基づき、平成17年4月1日から同18年3月31日までの本学の業務及び会計について監査を行いました。

監査の結果について、本学監事監査規則第9条第1項の規定により、別紙のとおり報告します。

平成17年度期末監事監査報告書

平成17年度期末監事監査は、本年度の監査計画及び期末監事監査実施計画に基づき行いましたので、その結果を次のとおり報告します。

1. 監査方法の概要

(1) 監査区分

1) 業務監査

- ① 行政政策学類ほか22部局について、監査項目を予め提示した上、実地・聞き取り方式により監査を行った。
- ② 役員会・同懇談会、経営協議会及び教育研究評議会等重要な会議に出席し、大学業務の意思決定及び年度計画に基づく業務執行に関する諸案件の審議状況の確認に努めた。

2) 会計監査

新日本監査法人から平成17事業年度の監査状況の報告を受け意見交換を行った。

(2) 監査日及び監査対象部局

	午前（9:00～12:00）	午後（13:00～17:00）
6月7日（水）	行政政策学類	企画広報課
	経済経営学類	財務課
	総務課	施設課
	総合情報処理センター	学系（統括学系長）
6月8日（木）	教務課	研究連携課
	総合教育研究センター	地域創造支援センター
	学生課	生涯学習教育研究センター
	保健管理センター	附属図書館
	入試課	
6月9日（金）	附属幼稚園	人間発達文化学類
	附属中学校	共生システム理工学類
	附属小学校	
	附属養護学校	

*監査場所：附属学校園は附属中学校、それ以外は本部第4会議室。

(3) 監査方針

- ① 平成17年度年度計画、予算、収支計画等の実施及び期末時点での達成状況について、書面及び実地、質問等により、諸業務が大学の理念・目標に沿って、適正かつ効率的に行われているかについて監査を行った。とくに全学再編成後の新しい教育研究組織（2学群・4学類・12学系）が、知の継承（教育）及び創造（研究）、還元（社会貢献）としての大学の機能を高め、特色ある大学づくりに向けて効果的に運営されているかについて点検・監査した。
- ② 平成17年度財務諸表等が、関係法令・諸規程及び国立大学法人会計基準等に基づき、社会への説明責任と高い透明性をもって適正に作成されているかどうかについて、財務担当者から意見聴取するとともに、会計監査人が行った監査の方法と結果の相当性について判断し、監査した。

(4) 監査実施者

・監査員	監事 佐藤 博明
	監事 車田 正光
・監査補助職員	草彅 公
	菅野 芳昭
	渡邊 能仁

2. 監査の結果

(1) 業務監査

国立大学法人評価委員会の評価では、平成17年度の本学業務の達成状況は、「施設の有効利用」について今後いっそうの取り組みが求められたとした指摘を除いて、ほぼ順当との結果を得たところであるが、本期末監査においても、全学再編による新しい教育・研究体制発足の初年度ながら、教職員一体となって、文理融合を核とする新たな大学価値の創出にむけて、計画に沿った事業の推進に努めていることが認められる。

(2) 会計監査

法人化後2年目となり、日常の会計処理から決算にいたる一連の事務処理体制もほぼ整備され、担当者の実務能力の着実な向上とあいまって、新財務会計システムも安定的に運用されていると認められる。

財務課に対する実地監査や新日本監査法人との意見交換などにより、予算の執行及び決算の状況の把握に努めた結果、会計処理手続きの妥当性及び財務諸表上の項目・計数の適正性とともに、当該事業期間に関わる有用な会計情報を提供しているものと認められる。

3. 是正または改善を要する事項

現時点では、是正または改善に関して特に指摘する事項はない。

4. その他必要と認める事項

各部局の業務の執行状況について、書面による審査と責任者及び担当者から聴取し、意見交換を行った結果、今後、さらに努力を期待する事項について、その主なものを示せば次のとおりである。

- ① 全学再編後（学類・学系体制）の教育研究の発展について（各学類・学系）
学群・学類及び学系組織による新しい教育研究体制は緒についたばかりだが、教育面ではとくに自己デザイン・キャリア創造科目等を核とした文理融合型の新カリキュラムのもとで、本学の基本理念たる「教育重視の人材育成大学」にふさわしい、特色ある教育成果の達成にむけて、着実に軌道を歩みつつあると認められる。

既存の3学部をはじめ全学あげての協力と期待を集めた共生システム理工学類の設置は、長年にわたる本学の悲願であり、そこから教育研究にわたる新しい可能性が切り拓かれることが期待されるが、同時に、これまで3学類（部）が担ってきた教育研究分野での質と可能性をさらに豊かにし、それらによって大学全体の教育力・研究力の広がりとレベルを高めるべく不断の努力が求められる。きたるべき認証評価にも耐えうる教育の質の確保が、当面する課題ともなっているからである。あわせて、理工系分野では、国際舞台で活躍しうる高い専門的知識・能力を備えた人材の養成が強く求められていることから、今後、学年進行の過程で、JABEEの認証取得を視野に入れたカリキュラム改革に取り組むことは必須の課題である。

理工学類と分野横断的な学系の誕生によって、これまで手薄だった理工系分野及び分野融合型の研究体制の拡充・強化と、そこからの研究成果・シーズの発信により、地域社会・産学連携の飛躍的な発展とその結果の外部資金獲得への期待も大きい。とくに科学技術の急速な発展とそれへの社会的期待の大きさを鑑みたとき、資源の適正かつ重点的配分とともに、理工系大学院の設置は最優先の課題であり、いまや必置の基本装備として全学意思の結集と積極的な取り組みが期待される。あわせて、教職大学院への対応と文系大学院・博士課程の設置もさらに検討を深めるべき全学的課題である。

ともあれ、学類を縦軸に学系を横軸とした教育と研究における組織的シナジー効果を高めるべくその実績をつねに検証し、たゆみない進化の中での特色ある大学価値の創出が期待されるところである。

- ② 組織運営上の課題について（各学類、事務部門）

法人化後の大学組織の運営は、制度設計上、学長と各業務担当理事等によ

るボードの意思決定と執行責任を基本とするが、実際上では、教育・研究等大学業務の現場たる学類・学系、各センター等諸施設に所属する教職員との情報の交流・共有と合意形成による実行が不可欠の要件である。こうした情報交流・共有と合意形成は、経営協議会や教育研究評議会、教員会議等を通じてなされるが、学長は構成員との信頼関係の醸成に努め、意思統合を図りつつ組織の円滑な機能によって、計画にそった業務執行のためにリーダーシップを発揮することが求められる。

同様に、学類・学系等での内部組織も、新しい大学価値の形成にむけ、教育・研究の各分野で所要の役割を果たすべく、構成員の意識改革をつねに促し、業務の主体的な担い手として諸活動に参加する体制を創りだすことが肝要である。例えば、構成員の意欲や士気を高めるインセンティブや、学類長の補佐体制の改革・充実を図るなども、現場の生き生きとした活動と円滑な組織運営の仕組みとして期待される。

貴重な資源（ヒト、カネ、モノ）を適切に配置し、これを効率的・効果的に活用するためのさまざまな工夫・組織改革も不可欠である。事務事業の見直しを不断に行いつつ、大学業務の流れや変化に柔軟かつ適合的に対応しうる事務組織の、適時の改革が求められるのもそのためである。法人化後とくに、定員・人件費抑制が厳しく求められる一方、日常の作業負担が増加する中で、ますます複雑化・高度化する事務事業に対応しつつ、計画の達成と業務の実績を着実に上げていくためには、改革理念を明確にした上で、各人がスキルを磨き、それぞれのもつ能力を生かしきる、適材の人事配置による事務組織の再編・システムづくりが求められる。それとともに、厳しい職場環境と負荷に耐えて、日夜職務に励む事務系職員に対しては、行き届いた健康管理とともに、大学業務の主体的担い手としての自覚と士気の向上を促す、適切な評価システムのもとでの、待遇や給与面での相応の措置が必要である。

③ 入試、学生生活・就職支援等について（各学類、入試・企画広報・学生課、 保健管理センター）

大学全入時代を迎えて、受験生の増加（志願・受験倍率増）を図り、合格・入学者をいかに確保するかは、そのまま教育の質と大学財政に関わる喫緊の課題である。

本学に対する受験生の期待可能性や魅力をどう作り出し、それをいかに効果的・説得的に伝えていくかであるが、それにはまず、本学が掲げる人材育成の理念のもとに、他大学にはない教育上の付加価値・優れた教育特性を、4年ないし6年間の教育活動を通じていかに具現化し、社会が注目し評価する資質や能力、人間力を備えた人材をいかに送り出すかである。その意味で、入り口（入試）の問題は、そのまま教育の中味や質とともに、出口（就職）

の出来栄えと直結した問題である。「学生満足度」の質とレベルを見極めつつ、学習ニーズに応えうる教育サービスを可能にするカリキュラム開発を進め、それぞれの学類が誇りうる個性的・魅力的な教育をいかに創り上げ、提供していくのかであろう。

しかも、いわゆる「学生満足度」の問題はいまや、講義や演習、実験など教育課程だけでの問題ではなく、課外活動や就職支援など学生のキャンパス・ライフ全体に関わる問題と見なければならない。そのためには、知的で快適な生活環境を整え、健康管理、就学面での指導やカウンセリング・相談活動などきめ細かな支援もまた不可欠である。それと同時に、学生は単なるサービスの受手としてではなく、大学における諸活動の責任あるパートナーとしての自覚や、ボランティア活動やインターンシップを通じて、社会との連携や社会的関心・視野を広げるよう促すことが必要である。

全学再編後の本学の入試動向は、たしかに18歳人口減少期の中での全国的な現象とはいえ、学類、大学院に表れた志願率の低下傾向と、その結果の一部定員割れは深刻な問題であり、今後その回復にむけた早急かつ適切な対応が緊急の課題である。たしかに、新設の共生システム理工学類の認知度や旧教育学部の名称変更という事態がそれらの要因ともみられるが、受験生や進路指導教員に対する大学情報の、きめ細かで積極的・効果的な提供と広報がいまや必須の条件と考えられよう。とくに全国平均で低位にあるといわれる本県の進学率の積極的な掘り起こしとともに、受験生の進路選択や関心のあり様を見極め、社会人の学習ニーズを的確に捉えた、明確な広報戦略とコンテンツのもとに、学類間での競い合いや全学広報との効果的な連携によって、他大学を凌駕しうる情報提供への工夫・努力が今後さらに期待される。

④ 一元的情報基盤システムの構築について（総合情報処理センター、附属図書館）

IT化の進展著しい今日、大学の教育研究基盤整備と学術情報の発信機能向上の観点からも、大学情報の一元的管理システムの構築は緊急の課題である。現在、図書館が所蔵し管理している学術情報と教育研究活動関連の情報、学生・教務や事務事業関係に分散している大学情報を一元的に管理することによって、その有効な活用と発信機能を高めることである。本学ではすでに、関係の専門委員会・ワーキンググループでの検討をへて、附属図書館と総合情報処理センターが連携・協力していくことが基本的に確認されており、その一環として、たとえば関連の委託事業への共同参入など「学術機関リポジトリ」構想への取組みが進められている。そこからさらに、近く予定されている機種更新時での仕様策定の機会を捉えて、ハード・ソフトとコンテンツが一体となったシステムの構築にむけ、関係部局が連携して基盤性能や利便性の向上を図り、あわせてウィルス、スパイウェア対策等、強固なセキュリ

ティーシステムを構築するための協働を進めることも必要である。

⑤ 地域社会との連携・交流の発展について（研究連携課、地域創造支援センター、生涯学習教育研究センター、総合教育研究センター）

大学における研究成果と知的資源を地域社会に発信し、教育機能を開放すると同時に、地域社会に課題を求め、新たな研究課題と学習ニーズを汲み取り、そこから新しい知の創造と還元を図っていくことが、いまや大学の重要なミッションとして期待されている。地域と大学が支え合い、良好な協働・共進関係をつくり出すことである。

しかし、現実には大学情報や資源が分散的、非組織的に発信・開放されたり、随所でシーズとニーズのミスマッチが生じていることも事実である。たとえば、長い歴史をもつ市民むけ公開講座に受講生の減少が著しい一方、学校現場の問題解決や教員の資質向上のプログラムとして開設された「現職教職員研修講座」や「学校事務職員研修講座」などでは、県外からの参加者も含めて定員を上回る盛況を呈するなど、全国的にも注目される講座もある。こうした社会の新しいニーズに的確に応えるソリューション型事業は、現代GPなどへのアプローチも可能なユニークな事業であり、競争的資金獲得の観点からも実績を整理し、内容上の熟度を高めるべくさらに検討を深めることが期待される。

今後、理工系分野での先端研究や学際・融合分野での特色ある研究を重点的・戦略的に推進し、新しい産業の創出や持続可能な社会の構築に結びつく研究成果を地域社会に発信していくことが、大学の存在意義と社会的評価を高める道である。そのため、得意分野のシーズを蓄積・開示し、ニーズとのマッチングを見極めた綿密な知財戦略とコーディネート機能、その管理システムの構築も急がれる。

地域社会との連携・交流を一層強める上で、「街なかプランチ」の存在と機能は高く評価されるが、さらに知的資源の発信拠点たる大学側の系統的かつ統合的な組織体制の早急な整備と構築が課題である。すなわち、貴重な知的資源を効率的に活用し有効に還元するためにも、既存の関係施設・センターの事業内容を整理・検証した上で、その組織的な再編もしくは統合を図ることである。

⑥ 附属学校園について（附属幼稚園・小学校・中学校・養護学校）

大阪教育大附属池田小学校の事件はもとより、その後も頻発する児童・生徒をめぐる類似の事件に対応する、学校園における安全管理の問題は、最優先の解決課題である。この間、適切な予算措置を得て、登下校時の警備員の配置をはじめ、門扉管理や構内環境の整備、保護者や近隣住民との協力、防犯訓練など、安全対策の強化が図られてきたが、レアケースながらまだ登下

校途中での不審者の接近や呼び込みなども起こっていることから、今後一層の注意喚起や安全指導、対策強化が求められる。

附属学校園での教育の質やレベルに対する市民の評価と期待は大きい。それだけに保護者等の負託に応えるべく、質の高い教育を提供のため、教職員の教育力向上への真摯な努力は、人事交流や待遇面でも正当に評価されてしかるべきであろう。現場で働く教職員をつねにエンカレッジする仕組みや措置は、保護者や地域社会との緊密な協働関係の構築とともに、学校園での行き届いた、豊かな教育サービスを確保するための不可欠の要件である。

⑦ 中長期的財政基盤の確立と効率的な財政運用について（財務課）

法人化3年目を迎える、いよいよ激しくなる大学間競争の中で、大学の存在価値を高め、教育研究等の発展的成果を確実にしていくには、財政基盤の安定・強化と、資金の効果的・効率的配分、運用が不可欠である。

しかし、大学運営の基盤的経費の太宗を占める運営費交付金が、毎年、効率化係数△1%によって確実に目減りしていく現実の中で、厳しい財政運営を強いられている。とくに本学の場合、文系中心の地方大学特有の脆弱な財政構造から、理工学類設置に伴う新規の経費負担や高い人件費率（80%超）のもとで、予算の機動的・弾力的執行余地の乏しい、硬直的財政運営に苦しんでいる。そのことは、非常勤講師手当の削減をはじめ諸経費の節減等懸命の努力にもかかわらず、平成17年度決算において、当期経常・純利益マイナス2800万円余（赤字）に転じた結果に如実である。事態はきわめて深刻である。

平成21年に至る中期目標期間中はもとより、第2期の中期計画における所要の本学業務の推進と成果を確実にするための財政基盤を、中長期的にいかに安定的に確保するかの、戦略的・組織的取組みが喫緊の課題である。

当然のことながら、財政運営の基本は、「入るを図って、出づるを制する」である。そのためには、学生納付金や科研費、各種の競争的・外部資金など、自己収入の増加に努めるとともに、18年度から始まる「行財政改革の重要方針」に基づく5年間5%の人件費縮減を含む諸経費節減をはじめ、予算の重点配分や余資運用など、効率的財政運営を進めるための財務戦略とその実行体制の確立を急がなければならない。それにしても、現に運営費交付金依存率54%と、国立大学全国平均をはるかに超える本学の財政構造から、効率化係数△1%による年およそ3千万円の減額は致命的ですらある。本学の場合、運営費交付金こそ、文字通り大学財政の基盤部分であり、このまま推移すれば大学業務の衰退は火を見るより明らかである。知の拠点として、地域社会の産業と文化、国土の均衡ある発展を支える地方国立大学の衰退を避けるために、自己努力は当然としても、こうした実態を広く国民世論に訴え、

効率化係数による減額方式の交付金政策に、転換を求めていかなければならない。

⑧ 内部統制システムについて（企画広報課、財務課）

組織体のスムーズで効率的な運営に関しては、内部統制システムが十分に働くことが重要である。このことは、昨今、企業経営における内部統制不備による不正・不祥事の頻発とあいまって、平成18年5月1日施行の会社法において、各会社の取締役会はまず、その構築にむけた基本姿勢を明確にすべきことが盛り込まれたことに明らかである。さらに今後は、内部統制システムの構築とその機能状況について監査を行い、その結果を監査報告書において表明することともなっている。かかる影響は、営利法人に限らず大学その他の組織体にも必ず波及するはずであり、本学においても今後これへの適切な対応が求められる。内部統制については、会計システムにおける内部牽制のみならず、効率的組織運営や、業務活動に伴う過誤・危険を避けるリスクマネージメントとしても重要であり、その構築にむけた具体的検討が期待される。この場合、事業運営をスムーズに進めることを基本とし、過度に細部にわたる統制によって業務が停滞したり、非効率に陥らないよう留意すべきであり、その意味で、すでに確立されているシステムを時代状況に応じて改定するなどによって、機能上の進化を図るべきである。

⑨ 減損会計及び目的積立金経理について（施設課、会計監査人との意見交換）

企業会計において平成17年4月1日以降開始する事業年度から「固定資産の減損に係る会計基準」が実施されたことを受け、国立大学法人会計基準検討会議は、「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準」及び「固定資産の減損に係る国立大学法人会計基準注解」を取りまとめ、平成17年12月22日「国立大学法人会計基準」及び同「注解」を改定した。国立大学法人にあっては、企業会計のように、投下資本の回収が見込めなくなった固定資産について、その帳簿価額を回収可能額まで減額し、損失を将来に繰り延べないという観点ではなく、「その業務の実施に関して付託された経済資源に関する財務情報を付託主体たる国民に対して開示する責任、及びその作成された財務報告が利用者である国民等の利害関係者に対して有用な内容を提供するものであるため」に、①貸借対照表上固定資産の過大計上とならないように減額すること、つまり、過大帳簿価額を適正額まで減額すること、②当該法人が適切な業務遂行を行わなかった結果生じた損失を損益計算書に計上することによって、業績の適正評価に資すること、③減損会計の適用によって固定資産の有効利用に資することを目的に、平成18年度から適用することが望ましいとされた。本学においては、その歴史が古く、長期にわたり保有する諸施設等固定資産が散見されるところから、今後、こうした評価に配慮した所要の対応が

必要と思われる。

次に、平成17年度決算における目的積立金取崩処理について、若干の点を指摘しておきたい。本来「目的積立金」として処理する場合には、「国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法第44条第3項により文部科学大臣の承認を受けた額」として総額を表示することとなっている。ここで、経営努力の結果として認定された積立額は、あくまで合理的使途に充てられるものでなければならないとされる。「国立大学法人会計基準」第88では、目的積立金を取り崩す場合の会計処理として、「目的積立金については、中期計画であらかじめ定めた『剩余金の使途』に沿った費用が発生したときは、その同額を取り崩して目的積立金取崩額に振り替えなければならない。」とのみ定められており、それ以外については何も規定はない。本学の場合、平成17年度決算において、表示上、損益計算書における当期欠損金・28228千円を補填する形でなされた取崩処理が、「基準」第88で述べている状況であるかは、事前に役員会、役員懇談会等で検討されているべきはずのものと思われる。この点、今回の処理は必ずしも違法とは言えないとしても、財務情報の透明性、説明責任の観点から、「基準」第88の趣旨にそって、例えば注記もしくは附属明細書の形で、当該目的積立金が当期中の「教育研究環境整備・組織運営改善」に充てられた旨、その充当状況を使途別に示す何らかの説明が必要であったと思料される。手続き的に十分であることは、事をなすに当たって重要な要件だからである。会計監査人からは、法人化後間もなくのことでもあり、他大学の実務も確立していない点などを考慮して、特に問題とはしなかったとの意見であったことを付言しておく。